

都市景観委員会での審議事項

◎都市景観委員会の役割

都市景観委員会は都市景観条例に基づき設置する委員会であり、次に示した事項について都市景観委員会の意見を聴くものとされている。

○都市景観委員会にあらかじめ必ず意見を聴く事項

- ・景観計画を定めようとするとき（第9条第2項）
- ・法第17条第1項（変更命令）又は第5項（原状回復）の処分を行おうとするとき（第21条第1項）
- ・景観重要建造物又は景観重要樹木を指定しようとするとき（第27条第1項）
- ・景観重要建造物又は景観重要樹木の原状回復を命じようとするとき（第28条）
- ・景観重要建造物又は景観重要樹木の管理に関する命令又は勧告をしようとするとき（第30条）
- ・景観重要建造物又は景観重要樹木の指定を解除しようとするとき（第32条）
- ・都市景観資源の登録を行おうとするとき（第33条第2項）
- ・地域景観づくり推進団体を認定しようとするとき（第36条第4項）
- ・地域景観づくり協定を認定しようとするとき（第40条第4項）

○市長が必要と認めるときは都市景観委員会に意見を聴くことができる事項

- ・景観計画の提案の採否を判断するとき（第11条）
- ・景観地区の案又は地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠の制限の案を作成しようとするとき（第12条）
- ・事前協議の際の助言又は指導を行う場合（第13条第3項）
- ・届出の際の助言又は指導を行う場合（第19条第2項）
- ・景観地区内の建築物等の形態意匠制限に適合するかどうかを審査するとき（第24条）
- ・景観重要建造物又は景観重要樹木の現状変更の許可をするとき（第27条第3項）
- ・地域景観づくり推進団体の認定を取り消そうとするとき（第37条第3項）
- ・地域景観づくり協定の認定の取消しをしようとするとき（第41条第4項）

そのほか、「良好な都市景観の形成に関する技術的又は専門的な事項について、市長の諮問に応じ、調査し、又は審議するとともに、市長に意見を述べることもできる」とされている。【条例第44条】。

◎都市景観資源検討部会の継続設置（平成 29 年 2 月 2 日承認）

都市景観資源の登録や景観重要建造物及び景観重要樹木の指定にあたり、調査や審議を円滑に進めていくため、本委員会に「都市景観資源検討部会」が設置された。（平成 18 年 9 月 6 日）

今年度で 24 区全ての都市景観資源の登録が一巡するため、今後は、登録した都市景観資源の活用方策や景観重要建造物・樹木の指定に向けた検討を進める。

部会委員：岡田部会長、加我委員、松岡委員、橋寺委員、山納委員